

京都市告示第660号

京都府環境を守り育てる条例に規定する拡声機の使用の制限に係る音量等に関する告示の一部を次のように改め、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

- 1 平成24年3月30日京都市告示第457号（拡声機の使用の制限に係る音量）備考1(1)中「及び第2種低層住居専用地域」を「第2種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。
- 2 平成24年3月30日京都市告示第458号（夜間営業等の騒音の制限）備考1(1)中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。

(環境政策局環境企画部環境指導課)